

○財務省告示第百六十二号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十七年財務省告示第百八十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査を延長することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十四日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 延長される調査の期間 三箇月
- 二 延長の理由 調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため